

平成22年7月29日

学 生 各 位

日本学生支援機構「平成22年度優秀学生顕彰事業」について

日本学生支援機構では募集リーフレットにあるように優秀学生顕彰を行っています。

応募分野を見て「自分は該当しているかもしれない」と思われる方は、学生生活課へ問い合わせしてみてください。

なお、平成19年度は本学学生が大賞を受賞しています。

応募資格は次のとおりです。

- 1 学部の3年生以上で、機構の奨学金を受給している方  
\* 大学院生、外国人留学生は対象外です。
- 2 学部の3年生以上で、機構の奨学金を受給していないが、日本学生支援機構奨学規程第2条（奨学生の資格）に該当し、機構の第二種奨学金の推薦基準を満たしている方  
\* これに該当しているか不明な方はお尋ねください。

応募締切日 平成22年8月17日（火）

この件に関する問い合わせ 学生生活課課外・生活支援担当 大石 TEL 0952-28-8167
---

## 募集要項

### 1. 目的

この事業は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）に寄せられた寄附金を財源に、経済的理由により修学に困難がありつつも、学術、文化・芸術、スポーツ及び社会貢献の各分野で優れた業績を挙げた学生及び生徒（以下「学生」という）を顕彰し、奨励・支援することにより、21世紀を担う前途有望な人材の育成に資することを目的とする。

### 2. 応募資格及び分野

我が国の大学（学部に限る）の第3学年以上、短期大学の第2学年以上、高等専門学校の第5学年以上、専修学校専門課程の第2学年以上（以下「大学等」という）に在籍し、機構の奨学金を受給している者（旧日本育英会で採用された者を含む）又は機構の奨学金を受給していないが、日本学生支援機構奨学規程第2条（奨学生の資格）に該当し、機構の第二種奨学金の推薦基準を満たしていると大学等の長が認める者で、かつ現在在籍中の大学等における業績（注）について、次に掲げるA・B・C・Dのいずれかの条件に該当する学生とする。

（注）現在在籍中の大学等以外の課程で挙げた業績については対象外とする。ただし、短期大学・高等専門学校・専修学校専門課程から大学に編入学した場合、又は、転学した場合は、編入学前・転学前の当該学校での業績についても対象とする。

資格の取得又は検定の結果のみを業績として申請することは不可とする。

#### A. 学術分野：次の①又は②に当てはまる者。

① 国際的又は全国的規模の学会等での発表において、優れた功績が認められる者。

② 国際的又は全国的規模の学術誌への掲載等において、優れた功績が認められる者。

なお、複数人での研究の場合は、上記①について第1発表者、上記②について第1著者に限定する。

#### B. 文化・芸術分野：次の①又は②に当てはまる者。

① 国際的コンクール等で入賞（入選）以上の成績もしくはそれと同等の成績を収めた者。

② 日本を代表する全国的規模のコンクール等で、特に優れた成績（最高位もしくはこれに準ずる成績）を収めた者。

なお、団体での活動の場合、その活動において最も中心的な役割を果たした者に限定する。

#### C. スポーツ分野：次の①又は②に当てはまる者。

① オリンピックその他の国際的なスポーツ競技会等で優秀な成績を収めた者。

② 国民体育大会等の全国的スポーツ競技会等で、特に優れた成績（最高位もしくはこれに準ずる成績）を収めた者。

なお、団体での活動の場合、その活動において最も中心的な役割を果たした者に限定する。

#### D. 社会貢献分野：次の①の条件を満たし、かつその功績が②③④のいずれかに当てはまる者。

① 学業成績が優秀（学業成績が本人の属する学部（科）の上位5分の1以内の者）で、学生本人の自発的意志に基づき行われた計画的・継続的なボランティア活動等の社会貢献活動（活動内容が特定の政治、宗教、営利の目的に偏っているものは除外する）において顕著な成果を残した者。

② 行政や民間の公益団体等の公的な機関から表彰を受け、社会的に特に高い評価を得た者。

③ 新聞・雑誌等に掲載され、社会的に特に高い評価を得た者。

④ 前記②③に準じた功績等で同等の評価ができると在籍する大学等の長が認めた者。

なお、団体での活動の場合、その活動において最も中心的な役割を果たした者に限定する。